

22. 新規性喪失の例外

事例A

甲は、ソファークラウドに係る意匠イを2019年1月11日30日に開催された展示会に発表した。その後、同年2月6日、雑誌にこの展示会の紹介記事が掲載され、イも写真入りで紹介された。

甲が、意匠イについて意匠登録出願をするときに、注意すべき点を答えよ。

■ 定型文

出願前に展示会発表及び雑誌掲載がなされた意匠イは、新規性を喪失していることから、甲がそのまま出願すると拒絶査定となり登録を受けることができない（3条1項1号、2号）。したがって、甲は登録を受けるには、新規性喪失の例外規定（4条）の適用を受けることが必須となることに注意すべきである。

そのためには、以下の点に注意すべきである。

- ① 意匠イの新規性が喪失した時点で甲は「意匠登録を受ける権利を有する者」（4条2項）に該当し、かかる甲の行為に起因して意匠イの新規性が喪失している（同項）。したがって、新規性喪失の例外規定（同項）の適用を受け得る。
- ② 新規性を喪失した日から1年以内の出願を要するところ（同項）、本問においては2019年1月30日に最初の新規性喪失行為である展示会発表がなされていることから、その日から1年以内に意匠イに係る出願をする必要がある。
- ③ 例外適用を受けたい旨を記載した書面を出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、証明書を提出日から30日以内に提出すること（同条3項）を要する。ここで、本問は、意匠イについて展示会発表がなされた後に、雑誌で意匠イが写真入りで紹介されているが、同一の意匠イの公知行為であるため、最先の日に行われた行為であるという、いわゆる二度公知の場合に該当するが、上記の証明は、最初の公知事実である展示会発表についてののみすればよい（4条3項但書）。

■ 問題文のヒント

公知行為

■ 参考

過去問：H15、H16、H20、H23、R01

■ レジュメのポイント

意匠法4条と対比してレジュメを確認する
条文から書ける部分を明確にする